

ASBJ、改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2021年3月26日、改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「本改正適用指針」という）を公表しました。

本改正適用指針では、電気事業及びガス事業における毎月の検針による使用量に基づく収益認識に関して、見積方法に関する代替的な取扱いが設けられています。

本改正適用指針は、2020年12月25日に公開草案が公表され、これに寄せられたコメントの検討を経て公表されたものです。



本改正適用指針のポイント

- 電気事業及びガス事業における毎月の検針による使用量に基づく収益認識に関して、重要性等に関する代替的な取扱いにおいて、以下の定めが設けられています。
 - 月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求が行われる場合、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益について、見積りを求める（すなわち、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき収益を認識する検針日基準は認められない）。
 - 使用量の見積りについて、決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積ることができる。
 - 単価の見積りについて、使用量等に応じた単価ではなく、決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができる。

I. 本改正適用指針の公表の経緯

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「会計基準」という）第96項においては、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨ASBJに提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否をASBJにおいて判断することとされています。

ASBJでは、2020年8月17日に電気事業連合会より、2020年10月16日に一般社団法人日本ガス協会より、それぞれ、検針日基準の適用に関する次の提起を受け、別途の対応を図ることの要否等について審議が行われていました。

電気事業及びガス事業においては、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき収益計上が行われる実務が見られる（いわゆる検針日基準）。会計基準第35項の定めに従えば、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を見積ることになるが、これが実務的に困難であるとの理由で、検針日基準を代替的な取扱いとして認めて欲しい。

ASBJは2020年12月25日に、本改正適用指針と同様の内容を提案する公開草案を公表しました。本改正適用指針は、公開草案に寄せられたコメントの検討を経て公表されたものです。

II. 本改正適用指針の概要

企業会計基準適用指針第30号では、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における取扱いとは別に、個別項目に対する重要性の記載等、代替的な取扱いが定められています。

前述の提起を受け、本改正適用指針では、電気事業及びガス事業における毎月の検針による使用量に基づく収益認識に関して、代替的な取扱いにおいて、以下の定めが設けられました。

(1) 検針日基準適用の可否

本改正適用指針では、検針日基準による収益認識を認めた場合、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわないとは認められないことから、会計基準の定めどおり、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益の見積りを求めることとされています。すなわち、本改正適用指針では、検針日基準による収益認識は認められないこととなります。

(2) 見積方法に関する代替的な取扱い

本改正適用指針では、電気事業及びガス事業における決算月の検針日から決算日までに生じた収益の見積りは、通常、同種の契約をまとめた上で、使用量又は単価（若しくはその両方）を見積って行われるものと考えられるとされています。また、使用量及び単価の見積りについて、次の定めが設けられました。

■ 使用量について

決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、気温、曜日等を加味して見積ることが考えられる。ただし、気温、曜日等を加味することは実務的に困難である可能性があるため、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積ることができることとする。

■ 単価について

電気事業及びガス事業では、契約の種類、使用量、時間帯等によって単価が変動する料金体系を採用していることがあり、単価の見積りについては、使用量等に依りて、それらの構成比の変動等を調整することが考えられる。ただし、このような調整を行うことは実務的に困難である可能性があるため、決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができることとする。

上記の見積方法を定めることにより、見積りの適切性の評価における財務諸表作成者及び監査人の負担が軽減されることが期待されています。

(3) 適用時期

本改正適用指針は、2020年改正の会計基準の適用時期等と同様に、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。